

「せたがや子育て利用券」事業運営委託における公募型プロポーザルに係る
手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和4年12月12日（月）

世田谷区

1 事業の概要

(1) 件名

「せたがや子育て利用券」事業運営委託

(2) 事業概要

世田谷区（以下「区」という。）では、妊娠期から子育て家庭を支える切れ目のないサポート体制の充実として、妊娠期等における面接相談を実施している。面接相談を行った後、妊産婦が地域の中で子育て活動を行っている人や団体等とつながり、関係を深めながら、子育てができるようにするために、地域の産前・産後サービスが利用できる「せたがや子育て利用券」を配付する事業を実施する。

(3) 業務内容

業務内容は以下のとおりとする。

① 「せたがや子育て利用券」の作成

- ・表紙付き（不正等防止の管理番号付記）で、1枚あたりの金額が500円及び100円の子育て利用券を作成すること。

② サービス提供事業者の登録・管理

- ・区が報告した事業者について、利用券を使用できる事業者として登録更新等を行い、以後の管理をすること。
- ・サービス提供事業者が請求するための「請求書」や「請求事務マニュアル」を作成すること。

③ サービス提供事業者からの電話による問い合わせ対応

- ・サービス提供事業者からの「せたがや子育て利用券」事業に関する問い合わせに電話で対応すること。

④ サービス提供事業者への支払い

- ・サービス提供事業者から送付される使用済み利用券に応じて、サービス提供事業者への支払いを月1回行い、支払い済みの利用券を区に提出すること。

⑤ 利用状況報告書の作成と区への報告

- ・サービス提供事業者が送付する使用済みの利用券及び区から提供する情報に基づき、利用状況報告書を月1回作成すること。その際、「利用金額」「利用人数」「妊娠週数」「サービス分類」「券種別」等から利用実績を分析すること。
- ・電話による問い合わせ対応について、月ごとに「対応件数」、「対応日時」、「問い

合わせ者（産前・産後サービスを提供する事業者の名称等）」、「対応内容」等を記載した「実施報告書」を作成すること。

・上記以外の事項は、担当課と受託者との協議の上、決定するものとする。

(4) 業務予定量

① 「せたがや子育て利用券」 予定使用量

年間で使用される「せたがや子育て利用券」の数量は以下を予定している。

- ・ 500円券： 87, 500枚
- ・ 100円券： 167, 300枚

② 「せたがや子育て利用券」 登録事業者数

令和4年8月1日現在において、登録数は以下の通り。

- ・ 登録事業者数： 277事業者
- ・ 登録サービス数： 451サービス

③ 「せたがや子育て利用券」 の作成数

- ・ 7, 500人分（500円券と100円券を合わせて合計10, 000円を1人あたりの配付分とする）

(5) 履行期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

※ただし、契約は単年度ごととし、各年度における本事業の予算配当があること及び履行状況が良好であることを条件とする。予算の削減、減額、履行状況に問題があった場合などは翌年度以降の契約を締結しない場合がある。

2 提案限度額

令和5年度契約は29, 258, 098円を上限とする。

※サービス提供事業者への支払い額は見積もりに含めないこと。

※令和6年度の提案金額も提出すること。

3 プロポーザル方式を採用する具体的理由

本案件は、妊産婦が地域の産前・産後サービスを利用するための「せたがや子育て利用券」の運營業務を委託するものであり、利用された「せたがや子育て利用券」を分析することによって、妊娠期から子育て家庭を支える切れ目のない支援体制の充実を図る必要がある。そのため、事業の目的・内容等の理解の程度や、類似業務の実績、分析内容に対する企画提案等を総合的に判断したうえで業者選定を行わなければならないことから、プロポーザル方式を採用する。

4 参加資格

提案書提出時点において、次に掲げる参加資格をすべて満たす法人等であることを参加要件とする。

(1) 区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないものであること。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）による「プライバシーマーク」または「情報セキュリティマネジメント（ISMS）」の認証を取得（取得申請中を含む）していること。（参加表明書提出の際、認証取得を確認できるものの写しを提出すること）

5 説明書の交付期間、場所及び方法

- (1) 下記11の窓口での配布
令和4年12月12日（月）～12月26日（月）
※土曜・日曜・祝休日を除く。午前9時から午後5時まで。
- (2) 区のホームページからダウンロード
区ホームページ→目次から探す→子ども・教育・若者支援→妊娠・出産→妊娠に掲載
令和4年12月12日（月）～12月26日（月）の午後5時まで。

6 参加表明書の受領期限、提出先及び方法

- (1) 受領期限：令和4年12月26日（月）午後5時まで（必着）
※土曜・日曜・祝休日を除く。午前9時から午後5時まで。
- (2) 提出先：下記11のとおり
- (3) 提出方法：別紙1の参加表明書と3（6）の認証取得を確認できるものの写し、会社概要の3点を下記11の窓口へ持参（※持参に限る）

7 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

8 招請通知（参加資格結果通知）の発送

発送日 令和4年12月27日（火）

9 提案書等に求める内容、提出期限、提出先及び方法

招請通知を受けた事業者は受託事業者選定のための提案書を、期日までに提出すること。

(1) 提案書等の部数

①正本 1部

A4版、両面刷り、枚数は提案書6枚（12ページ）以内（表紙含む、カラー可）とし、様式は自由とする。

表紙（別紙2—1）に、あて名「世田谷区」、タイトル、提出年月、提出者名（社名）を記載すること。

②副本 7部

上記正本と同じだが、表紙（別紙2—2）を使用し、本文等から提出者名（社名）が判断できるような記述を除いたもの。

(2) 提案書内容

①実施体制に関する事項（1ページ程度）

様式は自由とするが、以下の内容は必ず記載すること。

- ・ 団体の組織体制（所在、名称、連絡先、在籍人数等）
- ・ 団体設立の沿革
- ・ 本業務の実施体制（本業務を受託した場合のメンバー構成等）
- ・ 業務責任者等の経歴や資格
- ・ 区との連絡体制

②提出者の過去における類似業務の実績（1ページ程度）

様式は自由とするが、作成内容、規模など具体的に記述すること。

顧客名を明記できない場合は、可能な範囲で記載すること。

③本業務の実施方針（1ページ程度）

様式は自由とするが、作業スケジュール案も記載すること。

④業務内容に関する企画提案（6ページ程度）

様式は自由とするが、利用者に対するサービスの工夫、サービス提供事業者に対する請求事務等における工夫、今後実施可能な様々な媒体での「せたがや子育て利用券」の配布、「せたがや子育て利用券」の集計・分析の案について、等の提案を含むこと。

⑤見積書（2ページ程度）

様式は自由とするが、工程ごとの内訳が分かるよう詳細に作成すること。また、見積りにあたっては、「世田谷区公契約条例」に基づく「労働報酬下限額」を遵守すること。

※公平を期するため、上記（1）、（2）以外の資料の提出は認めない。

(3) 提出期限

令和5年1月26日（木）

※土曜・日曜・祝休日を除く。午前9時から午後5時まで。

(4) 提出方法

下記11の窓口へ持参（※持参に限る）

1 0 質問について

(1) 質問方法

別紙3の質問票により行うものとし、電子メールにより下記1 1の窓口に提出すること。電話での質問には応じない。

(2) 質問締切

令和5年1月4日（水）午後5時必着

(3) 回答

電子メールにて、参加表明した全事業者に回答する。

1 1 説明書受取、参加表明書および提案書の提出先

世田谷区世田谷保健所健康推進課こころと体の健康担当 猪刈

住所 〒154-0017 世田谷区世田谷4-24-1 城山分庁舎一階

電話 03-5432-2446

E-mail : SEA02244@mb.city.setagaya.tokyo.jp

1 2 提案書を特定するための評価基準

(1) 実施体制

(2) 類似業務の実績

(3) 業務内容に対する理解度

(4) 業務内容に対する企画提案

(5) 見積内容の妥当性

1 3 提案書の審査方法

(1) 書類審査

提案書の内容について評価基準の(1)～(5)に基づき審査し、業者を選定する。

評価基準に基づき採点を行い、合計得点の最も高い1事業者を選定事業者とする。

(2) 選定は選定委員会の委員により行う。

(3) 審査の結果については文書にて通知する。また、区は、選定事業者名及び審査結果について公表することができるものとする。

1 4 審査結果の通知期日及び方法

(1) 通知期日 令和5年2月3日（金）発送予定

(2) 方 法 郵送

1 5 選定までのスケジュール

令和4年 12月12日（月）

説明書交付開始、手続開始公告

12月26日（月）午後5時

参加表明書提出期限

12月27日（火）

招請通知送付

令和5年	1月 4日 (水)	午後5時	質問書提出期限
	1月16日 (月)		質問回答
	1月26日 (木)	午後5時	提案書提出期限
	2月 3日 (金)		審査結果の通知送付
	4月 1日 (土)		契約締結

1.6 その他注意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方（受託者）との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記1.1と同じ。
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (8) 本提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (9) 正式な委託仕様書は、契約締結時において受託事業者と協議のうえ決定する。
- (10) 本プロポーザルは事業者の選定を目的とし、提案書の内容に区は拘束されないものとする。
- (11) 透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の称号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）については、世田谷区情報公開条例（平成13年3月13日、世田谷区条例第6号）の規定に基づき第三者に開示する場合がある。
- (12) 本件の成果物の著作権は区に帰属する。
- (13) 提案に係る一切の書類に虚偽があると認められた場合は、当該提案は無効とする。
- (14) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (15) 提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (16) 提案書の提出後に4. 参加資格の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (17) 個人情報の取り扱いについては、「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」を、障害を理由とする差別の解消の推進への対応については「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」を遵守すること。
- (18) 参加事業者から文書により自社の評価結果について説明依頼がある場合は、提案書が特定された理由又は特定されなかった理由の説明として、当該事業者の順位、総得点及び評価基準項目ごとの得点を情報提供する。

- (19) 区との契約では単年度で予定価格 2000 万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。
- (20) 詳細は説明書による。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



工事請負契約の
技能労働者の場合

**東京都の公共工事設計労務単
価の職種ごとの85%相当額**
(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
労働者の場合
(不動産、賃貸借を除く)

1時間あたり **1,170円**

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき、告示します。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、労働報酬下限額が適用になる契約案件(※)の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約及び予定価格が2千万円以上の工事以外の契約（不動産、賃貸借を除く）又は指定管理者協定

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,731円	潜かん世話役	3,921円	型わく工	2,827円
普通作業員	2,370円	さく岩工	3,326円	大工	2,720円
軽作業員	1,658円	トンネル特殊工	3,188円	左官	2,986円
造園工	2,338円	トンネル作業員	2,689円	配管工	2,561円
法面工	2,986円	トンネル世話役	3,592円	はつり工	2,720円
とび工	2,965円	橋りょう特殊工	3,230円	防水工	3,220円
石工	2,901円	橋りょう塗装工	3,315円	板金工	3,092円
ブロック工	2,689円	橋りょう世話役	3,794円	サッシ工	2,837円
電工	2,837円	土木一般世話役	2,816円	内装工	2,975円
鉄筋工	2,986円	高級船員	3,241円	ガラス工	2,805円
鉄骨工	2,731円	普通船員	2,572円	ダクト工	2,529円
塗装工	3,220円	潜水士	4,505円	保温工	2,455円
溶接工	3,326円	潜水連絡員	3,220円	設備機械工	2,476円
運転手(特殊)	2,689円	潜水送気員	3,135円	交通誘導員A	1,743円
運転手(一般)	2,242円	山林砂防工	2,859円	交通誘導員B	1,509円
潜かん工	3,305円	軌道工	5,143円	上記以外の職種	1,170円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,365円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和4年3月14日告示によるものです。

適用対象は令和4年4月1日以後に締結する契約(上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く)です。